

学校法人昭和大学ソーシャルメディアガイドライン

1. 目的

ソーシャルメディア（Facebook、Twitter、You tube、mixi 等）の普及が広く社会に進み、大学の活動においてもコミュニケーションの手段として広く活用されております。

一方で、ソーシャルメディアにおいては、匿名性、情報の伝播する速度やインターネットの恒久化により、社会に大きな影響を与えることがあります。

正しい情報を発信し、学生・職員がソーシャルメディアを安全・適正に利用するために、「昭和大学ソーシャルメディア利用規程」に基づき、ソーシャルメディアガイドラインを策定しました。

2. ソーシャルメディアとは

ソーシャルメディアとは、Facebook、Twitter、You tube、mixi、ブログ、掲示板に代表される、インターネット上で利用者が情報を発信することにより形成されるサービスの総称です。

3. 法令遵守と権利の尊重

ソーシャルメディアを利用する際は、関連する法令を遵守してください。また、基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権、商標権等を侵害しないよう注意してください。

4. 正しい情報の発信

ソーシャルメディアにおいて発信する情報は、社会に対して影響を与える可能性があります。発信内容に対する責任は発信者が負い、本学の一員として正確な情報を伝えるようにしてください。誤った情報を発信してしまった場合は、直ちにそのことを認め、早急に訂正をするようにしてください。

本学に関する情報を発信する場合は、個人的な見解であり、本学からの正式な見解ではないことを明示するようにしてください。

5. プライバシーの保護

個人情報を登録・公開する際は、利用するソーシャルメディアの内容を理解した上で行うようにしてください。一度公開された情報は、完全には削除できません。このことを理解し、自分自身と大切な関係者を守るためにプライバシーの保護に留意してください。

6. 機密情報の取扱い

職務上知り得た守秘義務のある情報（患者情報、研究上の秘密等）を発信しないでください。ただし、これは「公益通報者保護法」に基づく情報発信を排除するものではありません。

7. 補足

このガイドラインの内容を逸脱するような行為があった場合、「学校法人昭和大学就業規則」「昭和大学学則」「昭和大学大学院学則」により懲戒する場合があります。

本学に所属する一員によるソーシャルメディアでの活動において、何らかの係争に発展した場合、若しくは本学が相応しくないと判断した場合、本学はその品位を守り、社会的責任を果たす目的で、所属する一員のソーシャルメディアでの活動について調査することがあります。